



# 長野県報

3月11日(金)  
平成23年  
(2011年)  
号外

## 目次

### 規則

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則(行政改革課) ..... 1

### 訓令

副知事の担任事務に関する規程(行政改革課) ..... 1

### 規則

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則を  
ここに公布します。

平成23年3月11日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第3号

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務代理者を定める規則(昭和39年長野県規則第64号)の  
一部を次のように改正する。

第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項中「地方自治法」を「法」に改め、同項を第3項とし、第1項中「地方自治法(昭和22年法律第67号)」を「法」に改め、同項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第152条第1項の規定による知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

第1順位 副知事 和田恭良

第2順位 副知事 高田さゆり

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

行政改革課

### 訓令

### 長野県訓令第2号

本庁内部部局  
現地機関

副知事の担任事務に関する規程を次のように定めます。

平成23年3月11日

長野県知事 阿部 守一

副知事の担任事務に関する規程

(担任事務)

第1条 副知事の担任事務は、次のとおりとする。

(1) 副知事和田恭良の担任事務

ア 危機管理部に関すること。

イ 企画部(企画課、政策評議課、交通政策課及び情報統計課  
に限る。)に関すること。

ウ 総務部に関すること。

エ 商工労働部に関すること。

オ 農政部に関すること。

カ 林務部に関すること。

キ 建設部に関すること。

ク 会計局に関すること。

ケ 企業局との連絡調整に関すること。

コ 行政委員会(教育委員会を除く。)との連絡調整に関する  
こと。

サ その他知事が指定する事務に関すること。

(2) 副知事高田さゆりの担任事務

ア 企画部(企画課、政策評議課、交通政策課及び情報統計課  
を除く。)に関すること。

イ 健康福祉部に関すること。

ウ 環境部に関すること。

エ 観光部に関すること。

オ 教育委員会との連絡調整に関する事。

カ その他知事が指定する事務に関する事。

(担任の特例)